

平成 2 4 年度  
新火葬場建設事業基本計画報告書

平成 24 年 11 月

秩父広域市町村圏組合

## 目次

### 基本計画策定の目的

### 新火葬場整備の基本計画

|               |    |
|---------------|----|
| 1：敷地の考え方      | 3  |
| 2：施設機能と規模の考え方 | 6  |
| 3：施設計画のコンセプト  | 11 |
| 4：配置計画の考え方    | 11 |
| 5：建築計画の考え方    | 12 |
| 6：建替計画の考え方    | 19 |
| 7：運営計画の検討     | 20 |
| 8：事業実施計画      | 20 |
| 9：事業費の試算      | 23 |

### 資料編

- 資料1 : 敷地現況図
- 資料2 : 公図転写図
- 資料3 : 公共下水道認可区域図
- 資料4 : 事業実施スケジュール(案)
- 資料5 : 法規チェックリスト

## 基本計画策定の目的

現在、秩父広域市町村圏においては公設の「秩父斎場」(以下「現斎場」という。)が唯一の火葬場であり、火葬炉4基(うち1基は巨人炉で休止中)にて圏域の火葬需要を賄っている。

しかし、昭和48年6月の供用開始から39年が経ち、火葬施設については、ばい煙・臭気等の環境問題、炉本体の老朽化による安全対策等の課題、駐車場不足(現況約40台)による近隣問題、更には利用者らの施設需要に対する要望等の観点から、施設再整備が求められている。

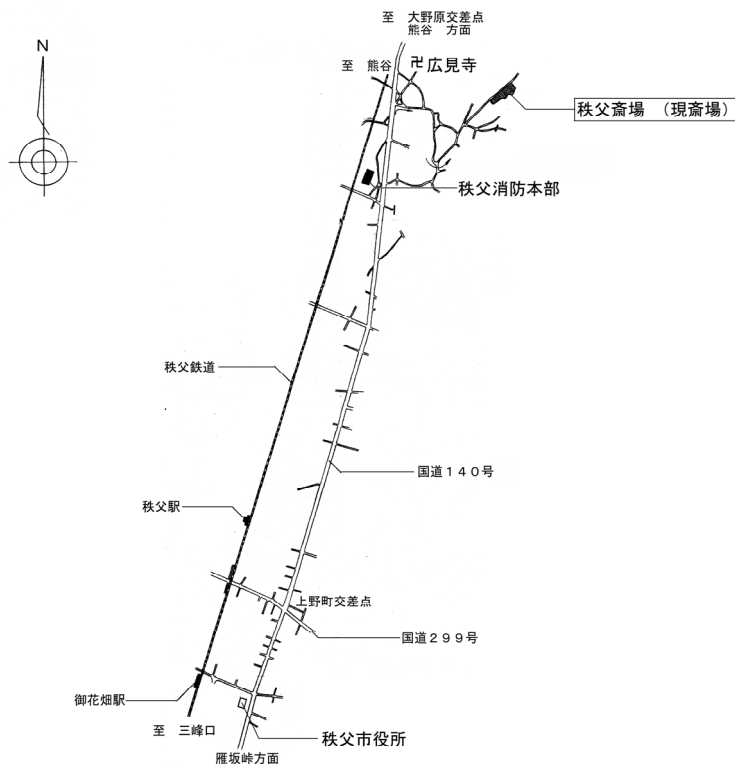
秩父広域市町村圏組合(以下「組合」という。)では、平成19年度に「秩父斎場整備基本構想」(以下「基本構想」という。)を策定し、引き続き平成20年度に「秩父斎場整備基本計画」(以下「20年度計画」という。)を策定した。本書はこれら内容を受け、今日までの間に、建設敷地の確定や検討の変遷があったことをふまえ、一部を見直し、新たに策定するものである。

## 斎場整備の基本計画

### 1：敷地の考え方

#### 現斎場位置

現斎場位置は以下の通りである。



(図1-1：案内図)

#### 敷地選定の経緯

組合では、基本構想、20年度計画を受け、現在地における建替を前提として、地元の同意を得るべく協議を進めてきたが、平成22年8月に協議不調により断念をした。

その後新たな建設予定地として、秩父聖地公園(市営)内のグラウンド廻りを第一候補とし、隣接する埼玉県立秩父特別支援学校や近隣町会等に説明を行ってきたが、同校PTAなどから建設に反対する要望があったこと、法手続き面などから、早期に施設を整備することが極めて困難との判断に至った。

一方、現斎場は施設の老朽化が進んでいること、ばい煙・臭気などの問題や駐車場不足による近隣住民への迷惑の一日も早い解消、更には秩父地域住民の建替に対する強い要望もあり、新火葬場整備を早期に実現する必要があるため、現斎場敷地での事業化について、再交渉を試みるという結論に至った。

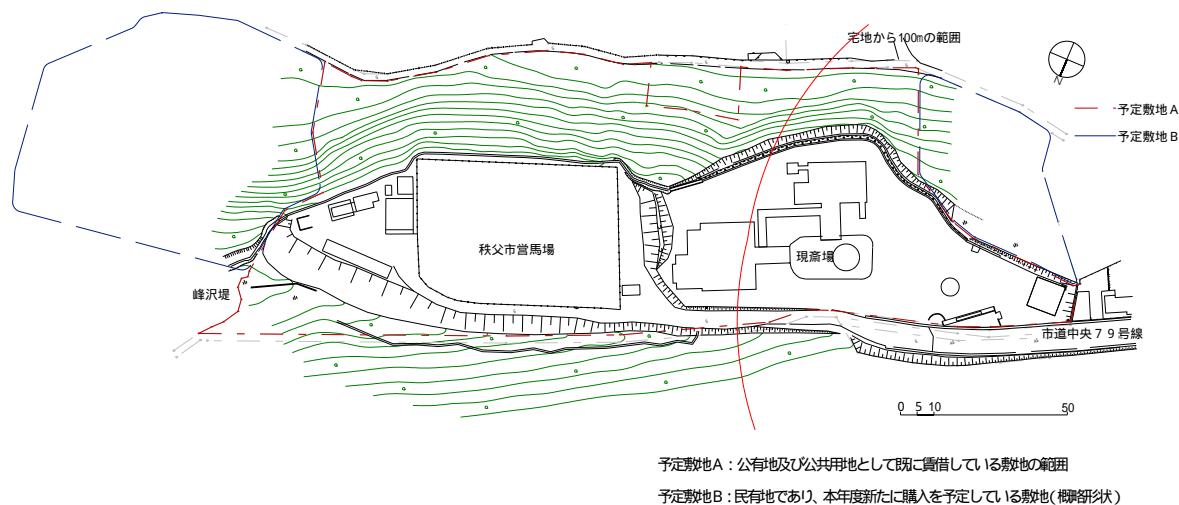
このことから、平成24年に入り地元へ再交渉を申し入れ、協議入について同意を得たことから、建替に係る基本的な条件を改めて整理した。20年度計画より緩衝緑地帯を多く取ること、動物炉の設置を行うことなど、20年度計画からの変更内容を地元を示し、また組合が行うべき事柄についても協議を重ね、同年8月に地元説明会を開催し、現在地における建替の同意を得た。

## 予定敷地

現地建替を行う場合、仮設の火葬場を別途建設することはコスト増となるため、現斎場を運営しながら建設可能な余地を確保することが望ましい。また最新の火葬場では環境対策（公害防止設備の整備など）、その他諸要因により、建物規模が現斎場より大きくなる。さらに、現在不足している駐車場用地を新たに確保する必要もある。

しかしながら、現斎場敷地（6,143 m<sup>2</sup>）には建物や駐車場を新たに整備することに適した平地にゆとりが無く、現敷地のみでの建替は困難と考えられる。このため秩父市営馬場等の隣接する用地を新たにに取り込み再整備することにした。

予定している敷地範囲は、概ね以下に示す範囲である。



(図1-2 予定敷地範囲図) 敷地現況図については巻末の資料1参照

## 敷地概要

- ・所在地 : 埼玉県秩父市大宮 5361 番地 2 ほか
- ・敷地面積 : 約 2.2 ha
- ・都市計画区域 : 非線引き都市計画区域
- ・都市計画決定 / 都市施設 : 火葬場 (予定敷地の一部、範囲は図1-3による)
- ・市まちづくり景観条例 : 景観計画区域 (地域区分: 田園地域)
- ・その他の地区・地域 : 無指定
- ・日影規制 : 5 時間、3 時間、4 m
- ・建坪率 : 60%
- ・容積率 : 200%
- ・接道 : 市道中央 79 号線 幅員約 7M

## 都市計画の変更

火葬場としての都市計画決定済範囲は以下の通りである。新たに取り込む敷地の一部は火葬場としての決定範囲から外れているため、今後の変更を進める。



(図1 - 3 現況都市計画範囲図)

## 秩父市営馬場の移転

建替にあたっては秩父市営馬場の移転を要する。具体的なスケジュールや費用負担など詳細は施設の設定者である秩父市との今後の協議・調整によるが、新火葬場の造成及び本体施設着工前には撤去工事を完了する必要がある。建設スケジュールをふまえ、遅くとも平成 26 年度内には撤去を完了させるよう調整する。

## 周辺環境整備

### ・道路整備

市道中央79号線については、歩行者の安全対策等のため、道路改築を行う予定である。(平成24年度設計、25・26年度で改良工事予定) また、新火葬場への出入りを分散するため、北側への道路開削を計画し早期整備に努める。

### ・緩衝緑地等整備

敷地全周に緩衝緑地帯を設ける。平地部分を最大限有効利用しつつ、十分な緑地帯を確保するため、前述の通り平地に接する隣地について新たに用地を取得する。また遊歩道(緑地管理、火葬中の散策、近隣住民等の散歩道など)の整備を今後検討する。

## 2：施設機能と規模の考え方

### 導入機能（サービス水準）

導入機能については基本構想にもとづき、現斎場同様、火葬機能、待合機能、葬儀・通夜機能の3機能を併せ持つ施設整備を行い、現斎場のサービス水準を維持する計画とする。

### 火葬機能の考え方（人体炉）

基本構想の需要予測にもとづき、1炉あたりの日最大運転を3回転とし、人体炉4基を備える計画とする。

整備にあたっては、会葬者が多い圏域の慣習に対して、十分な告別・収骨のための室面積を確保する。現斎場においては各炉共通の炉前にて告別・収骨を行っているが、近年先進事例においても取り組まれている、葬送行為の個別化配慮によるサービスの充実について、対応した設計とする。

以下に実績及び需要予測の概要を示す。

なお、圏域外の利用動向もあり、平成22年度及び23年度については基本構想の予測を上回る実需が生じている。そのため、本年以降の需要傾向について基本設計において再確認する。また需要傾向に応じて運営計画の検討を行う。

（表2-1 火葬需要の実績及び予測）

（実績は火葬日基準）

| 年 度    | 年間火葬件数 | うち圏域外利用 | 日平均火葬件数 | 日最大火葬件数 | 稼働日数 |
|--------|--------|---------|---------|---------|------|
| 平成19年度 | 1422件  | 55件     | 4.57件   | 8件      | 311日 |
| 平成20年度 | 1436件  | 50件     | 4.62件   | 8件      | 311日 |
| 平成21年度 | 1458件  | 83件     | 4.67件   | 8件      | 312日 |
| 平成22年度 | 1602件  | 101件    | 5.13件   | 8件      | 312日 |
| 平成23年度 | 1571件  | 124件    | 5.02件   | 8件      | 313日 |

| 予測需要ピーク | 年間火葬件数 | 日平均火葬件数 | 日最大火葬件数 | 稼働日数   |
|---------|--------|---------|---------|--------|
| 平成34年度  | 約1600件 | 約5.16件  | 12件     | 310日程度 |

| 死亡者数の推計値 | 平成24年 | 平成29年 | 平成34年 | 平成39年 | 平成44年 | 平成49年 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 死亡者数     | 1442人 | 1558人 | 1607人 | 1600人 | 1564人 | 1525人 |

予測需要については基本構想より抜粋（圏域外利用を含まない予測）

（表2-2 平成23年度の月別火葬実績）

（火葬日基準 / 単位：件）

| 区 分   | 4月  | 5月  | 6月  | 7月  | 8月  | 9月  | 10月 | 11月 | 12月 | 1月  | 2月  | 3月  |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 圏 域 内 | 136 | 96  | 98  | 120 | 120 | 91  | 106 | 136 | 129 | 144 | 138 | 134 |
| 圏 域 外 | 8   | 7   | 4   | 10  | 9   | 10  | 16  | 7   | 13  | 14  | 16  | 9   |
| 合 計   | 144 | 103 | 102 | 130 | 129 | 101 | 122 | 143 | 142 | 158 | 154 | 143 |

(表2 - 3 平成23年度の日あたり火葬件数・月別集計)

(火葬日基準)

|     | 8件    | 7件    | 6件    | 5件    | 4件    | 3件    | 2件   | 1件   | 0件   |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|------|------|
| 4月  | 7日    | 3日    | 5日    | 3日    | 1日    | 4日    | 3日   | 0日   | 0日   |
| 5月  | 0日    | 4日    | 5日    | 3日    | 2日    | 4日    | 4日   | 2日   | 2日   |
| 6月  | 0日    | 1日    | 4日    | 2日    | 10日   | 4日    | 4日   | 1日   | 0日   |
| 7月  | 3日    | 6日    | 1日    | 5日    | 5日    | 2日    | 3日   | 1日   | 0日   |
| 8月  | 1日    | 6日    | 4日    | 5日    | 4日    | 4日    | 0日   | 2日   | 1日   |
| 9月  | 2日    | 0日    | 3日    | 6日    | 3日    | 4日    | 5日   | 3日   | 0日   |
| 10月 | 1日    | 1日    | 9日    | 4日    | 3日    | 6日    | 1日   | 1日   | 0日   |
| 11月 | 4日    | 5日    | 6日    | 2日    | 4日    | 4日    | 1日   | 0日   | 0日   |
| 12月 | 4日    | 5日    | 3日    | 5日    | 6日    | 1日    | 2日   | 1日   | 0日   |
| 1月  | 9日    | 5日    | 2日    | 6日    | 1日    | 1日    | 1日   | 0日   | 0日   |
| 2月  | 7日    | 4日    | 6日    | 5日    | 1日    | 1日    | 1日   | 0日   | 0日   |
| 3月  | 4日    | 5日    | 3日    | 5日    | 5日    | 3日    | 2日   | 0日   | 0日   |
| 合計  | 42日   | 45日   | 51日   | 51日   | 45日   | 38日   | 27日  | 11日  | 3日   |
| 比率  | 13.4% | 14.4% | 16.3% | 16.3% | 14.4% | 12.1% | 8.6% | 3.5% | 1.0% |

(表2 - 4 平成23年度の葬家別会葬者数の実績)

(火葬日基準 / 年間合計)

|      | 0~<br>10人 | 11~<br>20人 | 21~<br>30人 | 31~<br>40人 | 41~<br>50人 | 51~<br>60人 | 61~<br>70人 | 71~<br>80人 | 81~<br>90人 | 91~<br>100人 | 101人<br>以上 |
|------|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-------------|------------|
| 件数   | 219件      | 206件       | 319件       | 330件       | 240件       | 120件       | 70件        | 33件        | 20件        | 5件          | 9件         |
| 比率   | 13.9%     | 13.1%      | 20.3%      | 21.0%      | 15.3%      | 7.6%       | 4.5%       | 2.1%       | 1.3%       | 0.3%        | 0.6%       |
| 累積比率 | 13.9%     | 27.0%      | 47.3%      | 68.3%      | 83.6%      | 91.2%      | 95.7%      | 97.8%      | 99.1%      | 99.4%       | 100%       |

#### 火葬機能の考え方（動物炉）

現在捕獲有害鳥獣や特定外来生物、路上の轢死体等は埋め立て処分としている。しかしながら衛生上望ましくないことから、適正処分を主な目的とし動物炉1基を設置する。設置する動物炉については、民間の事業を圧迫することのないよう配慮しつつ、有効利用及びサービス向上の観点から、ペット火葬（単独葬については今後検討）を受け付けるものとする。

#### 待合機能の考え方

現斎場の利用状況をふまえ以下とする。

1火葬炉1待合室とし、4室を整備する。1室あたり50人程度の洋室とし、会葬者が待合室の定員を超える場合（現況は全火葬の1割程度）は、可動間仕切り等により2室一体にて利用できる計画とする。



### 葬儀・通夜機能の考え方（多目的室の設置）

以下の諸条件をふまえ、家族葬などの小規模かつ簡素な葬儀が行える機能を備える。葬儀利用としては20席程度とし、会議利用、待合利用（待合2室一体利用時などに室数が不足した場合）なども行える多目的室として整備する。また通夜泊まり等に配慮した控室（和室）を設ける。

現斎場では待合室兼用での葬儀・通夜が可能であるが、実際の利用は近年大幅に減少し、年間でも数件の利用があるのみである。

これは当圏域において民間業者により式場の整備が進んだためと考えられる。組合ではニーズの減少及び民業圧迫への配慮をふましつつ、公共サービスの水準を維持するため、現斎場同様に、小規模な葬儀利用時の待合室貸出について検討をしてきた。しかしながら昨今の小規模な通夜・葬儀の増加傾向や、直葬などの葬送の多様化をふまえると、施設が新しくなることで利用が増加に転じることも十分に予想される。

このため将来相当数の需要が生じた場合、待合室との兼用を前提とすることは火葬場の本来業務である火葬業務上の制約となるため、考え方を整理した。

（表2 - 5 葬儀利用件数の推移）

|    | 平成13年度 | 平成18年度 | 平成23年度 |
|----|--------|--------|--------|
| 件数 | 53件    | 17件    | 2件     |

### 霊柩車の運用

現斎場において行っている霊柩車の運用は、以下の視点も考慮し、今後そのあり方を検討する。

民間業者が十分な台数を確保しており、民業圧迫になる恐れがある。

現有では、全ての火葬時間で霊柩車が利用できないため、利用者間で不公平が生じている。

### 駐車場整備の考え方

20年度計画では、現斎場の実績や配置可能な敷地規模などを勘案し、80～85台程度を目安に検討している。新たに動物炉の整備を行うこと、将来的な葬儀利用などニーズ増加の可能性をふまえ、基本設計において上乗せを検討する。なお、現状は施設利用者に対して台数制限をお願いし、駐車場不足による近隣問題に配慮している状況である。以下に実績を示す。

(表2 - 6 平成23年度の葬家別駐車場利用台数・月別集計) (火葬日基準 / 台数は1葬家あたり台数)

|     | 普通乗用車・小型乗用車等 |       |        |        | 最大48台(台数/葬家1件あたり) |        |       |        | 火葬件数 |
|-----|--------------|-------|--------|--------|-------------------|--------|-------|--------|------|
|     | 0~5台         | 6~10台 | 11~15台 | 16~20台 | 21~25台            | 26~30台 | 31台以上 |        |      |
| 4月  | 74件          | 46件   | 20件    | 2件     | 2件                | 0件     | 0件    | 144件   |      |
| 5月  | 56件          | 35件   | 7件     | 2件     | 1件                | 1件     | 1件    | 103件   |      |
| 6月  | 54件          | 29件   | 13件    | 3件     | 2件                | 1件     | 0件    | 102件   |      |
| 7月  | 80件          | 33件   | 12件    | 2件     | 0件                | 1件     | 2件    | 130件   |      |
| 8月  | 66件          | 44件   | 10件    | 4件     | 2件                | 1件     | 2件    | 129件   |      |
| 9月  | 47件          | 35件   | 9件     | 7件     | 0件                | 0件     | 3件    | 101件   |      |
| 10月 | 73件          | 33件   | 10件    | 3件     | 1件                | 1件     | 1件    | 122件   |      |
| 11月 | 89件          | 39件   | 9件     | 4件     | 1件                | 1件     | 0件    | 143件   |      |
| 12月 | 85件          | 41件   | 11件    | 4件     | 1件                | 0件     | 0件    | 142件   |      |
| 1月  | 100件         | 38件   | 13件    | 3件     | 2件                | 1件     | 1件    | 158件   |      |
| 2月  | 90件          | 42件   | 11件    | 6件     | 3件                | 0件     | 2件    | 154件   |      |
| 3月  | 78件          | 41件   | 20件    | 2件     | 1件                | 1件     | 0件    | 143件   |      |
| 合計  | 892件         | 456件  | 145件   | 42件    | 16件               | 8件     | 12件   | 1571件  |      |
| 比率  | 56.8%        | 29.0% | 9.2%   | 2.7%   | 1.0%              | 0.5%   | 0.8%  | 100.0% |      |

|     | バス (台数/葬家1件あたり) |       |      |      |        |
|-----|-----------------|-------|------|------|--------|
|     | 0台              | 1台    | 2台   | 3台   | 火葬件数   |
| 4月  | 26件             | 106件  | 12件  | 0件   | 144件   |
| 5月  | 15件             | 81件   | 6件   | 1件   | 103件   |
| 6月  | 20件             | 80件   | 2件   | 0件   | 102件   |
| 7月  | 25件             | 97件   | 8件   | 0件   | 130件   |
| 8月  | 15件             | 105件  | 9件   | 0件   | 129件   |
| 9月  | 16件             | 72件   | 12件  | 1件   | 101件   |
| 10月 | 29件             | 85件   | 8件   | 0件   | 122件   |
| 11月 | 24件             | 100件  | 19件  | 0件   | 143件   |
| 12月 | 29件             | 99件   | 14件  | 0件   | 142件   |
| 1月  | 28件             | 121件  | 8件   | 1件   | 158件   |
| 2月  | 40件             | 102件  | 12件  | 0件   | 154件   |
| 3月  | 28件             | 106件  | 9件   | 0件   | 143件   |
| 合計  | 295件            | 1154件 | 119件 | 3件   | 1571件  |
| 比率  | 18.8%           | 73.4% | 7.6% | 0.2% | 100.0% |

### 施設規模

20年度計画では、専用の式場を設けず、概ね2,600~3,000㎡程度としていた。  
 本計画では、新たに動物炉の設置を予定することから、2,800~3,200㎡程度を目安とする。  
 当圏域の慣習から比較的会葬者が多く、待合や告別、収骨の諸室は比較的余裕をもった規模とする必要があるが、当組合及び構成市町の財政事情等に鑑み、必要最小限の予算で十分ニーズが満たせるよう、考慮した設計とする。

主な施設構成

前段の考え方及び基本構想・20年度計画等にもとづき、施設構成は以下とする。

(表2-7 施設構成一覧)

| 構成                    | 備考         |  |
|-----------------------|------------|--|
| 本<br>体<br>施<br>設      | 火葬(部門)施設   | 人体炉4基<br>動物炉1基   |
|                       | 待合(部門)施設   | 待合室は炉数分(4室)を整備<br><br>多目的室を1室整備  |
| 駐<br>車<br>施<br>設<br>等 | 車寄せ        | 中型バス(30人乗程度)対応   |
|                       | 一般駐車場      | 現斎場敷地に配置<br>80~85台程度を目安とし、上乘せ整備を検討   |
|                       | 車いす使用者用駐車場 | 関係法令に順じて必要台数を整備  |
|                       | バス用駐車場     | 5台を整備  |
|                       | 業者・職員駐車場   | 一般駐車場とは別に確保<br>(10台程度と仮定、運営計画にもとづき、職員数等より今後決定)<br><br>飲食慣習を考慮し、待合への搬入動線を確保 |
| そ<br>の<br>他           | 供養碑        | 供養碑を整備(人・動物)   |
|                       | 排水施設       | 浄化槽方式又は公共下水への圧送を今後検討   |
|                       | 環境緑地       | 敷地際(特に近隣宅地)との緩衝のため整備<br><br>緑化面積は敷地内の自然林を活かしながら、関係諸法令の基準に準拠した面積を確保         |
|                       | 庭園・修景      | 必要に応じて整備   |
|                       | 雨水流出抑制施設   | 所定の基準にて関係諸官庁・放流先と今後協議  |
|                       | 消防水利施設     | 所定の基準にて関係諸官庁と今後協議  |
|                       | 燃料貯蔵施設     | LPGガス バルクタンク供給方式   |

### 3：施設計画のコンセプト

周辺環境をふまえた施設整備の考え方

敷地周辺には豊かな里山の景観が保全されている。これら景観を活かし、従来の火葬場のイメージである「高煙突のある迷惑施設」とのイメージを払拭し、近隣の方々に受け入れられ、利用者に親しまれる新しいイメージを求めて、以下の通りデザインの基本コンセプトを定める。

コンセプト ~郷土秩父の里山に抱かれた「里の森」の火葬場~

### 4：配置計画の考え方

全体配置計画の考え方

新火葬場の建設にあたっては、以下の各項に留意する必要がある。

現斎場は圏域唯一の火葬場であるため、現斎場の火葬業務が滞らないよう計画する。

本体施設は敷地に最も近い宅地から100m以上離隔をとって配置する。

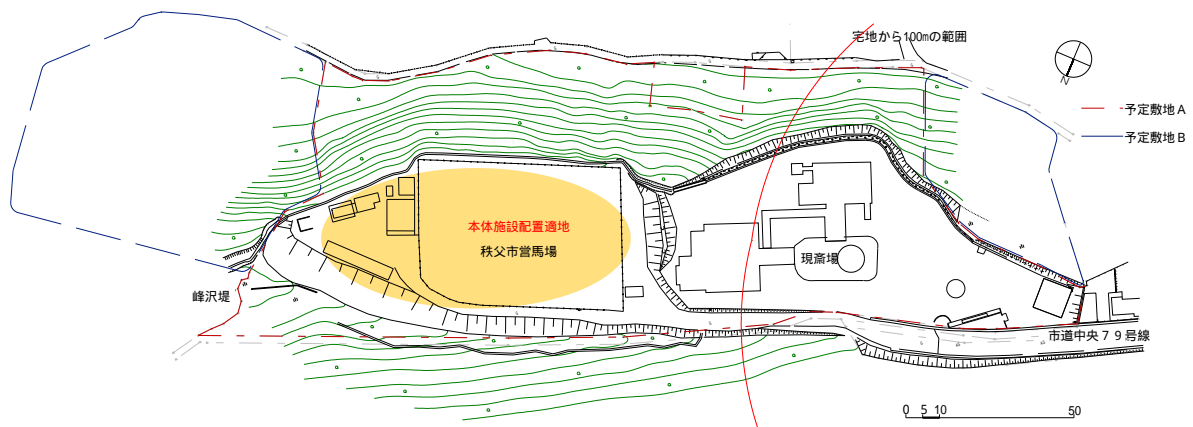
建設工事費の縮減のため平地を中心に施設を配置し、また既存の自然林等の緑地環境を活かした計画とする。

敷地際には緩衝帯として緑地を設ける。

谷筋の景観を活かし、近隣の宅地に配慮した計画とする。

以上により本体施設の配置は、予定敷地のうち、現斎場の運用に支障が少なく、纏まった平地が確保できる現市営馬場の範囲を中心に計画する。(図4-1)

現斎場の敷地は建物を解体し、駐車場用地として活用する。



(図4-1 本体施設配置位置の概要)

## 5：建築計画の考え方

### 階構成

本計画では、火葬部門、待合部門の2部門構成の建物となる。

各部門の配置を以下の通り比較検討した。比較的会葬者が多い当圏域の慣習や、施設のバリアフリー化をふまえ、また葬儀・通夜機能については可能な限り火葬部門や待合部門との諸室共通利用により施設規模の合理化を図りたいことから、一般に炉室上部(2階)に設けられる集塵機械室など一部を除き大半を平屋建てとする。

(表5-1 階構成の比較)

| 素案         | A案(待合1階案)   | B案(主として待合2階案)   |
|------------|---|---|
| 考え方        | <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; background-color: #fce4ec; padding: 5px;">火葬部門(1F)</div> <div style="border: 1px solid black; background-color: #e0f7fa; padding: 5px;">待合部門(1F)</div> </div> <p>火葬部門と待合部門の2部門構成とし、両部門とも平屋(集塵機械室等部分を除く)にて構成</p> | <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; background-color: #e0f7fa; padding: 5px;">主として待合部門(2F)</div> <div style="border: 1px solid black; background-color: #fce4ec; padding: 5px;">火葬部門(1F)</div> </div> <p>火葬・待合部門を積層し、主として待合部門を2階に配置する構成</p> |
| 敷地         | 一部に造成が必要と見込まれる  | 造成は最小限でも可能  |
| 近隣配慮       | 最も高い火葬炉部分を山側とした目立たない配置とすることで、全体的には平屋の比較的周囲から目立たない配置も可能  | 全体に2階建の施設となるため、宅地からの視線等に留意必要  |
| 葬儀・通夜機能    | 火葬部門と待合部門が同一フロアとなるため、諸室の兼用合理化が容易  | 諸室の兼用合理化はA案に比して劣る   |
| 利用者の待合への動線 | 平面的な移動のため、バリアフリーの面で優位   | 会葬者が多い地域慣習から、主要な動線は階段となる(エスカレーター等の会葬者数に応じた昇降設備を設置すると、コスト増となる)<br><br>車椅子利用者等はエレベーターでの移動が前提  |
| 待合へのサービス動線 | サービスヤードからの直接搬入が可能   | 昇降設備が必要(利用者動線との兼用は好ましくない)   |
| 待合の位置・眺望   | 周囲の景観を活かす計画が可能<br>平屋のため、庭先に出ることも可能  | 待合室の配置向きによっては周囲の景観を活かせるが、駐車場や近隣宅地を見下ろす位置となりがちであり留意要   |
| 総合評価       | 葬儀・通夜機能の他機能との兼用容易性や、昇降設備が不要でありバリアフリー面で優位なこと等、全体としてバランスの良い計画が可能  | 造成を最小限に抑えた計画が可能であるが、本計画条件を考慮すると、A案と比較して、相対的に優位性が低い  |

### 諸室計画 / 火葬部門

火葬部門の計画にあたっては、以下を整備する。特に炉前の空間においては、葬送行為の個別化配慮によるサービスの充実について、特に配慮した計画とする。なお、動物火葬の受付にあたっては利用者属性の違いや尊厳性に配慮し、玄関や動線を分けるなど配慮する。

(表5 - 2 火葬部門の諸室構成)

| 室名等           | 備考  |
|---------------|---|
| 火葬炉室          | 人体炉4基、動物炉1基を整備                              |
| 集塵機械室         | 公害防止に特に留意された設備を導入し、必要なスペースを確保               |
| その他の火葬業務関連諸室  | 運轉監視室、飛灰残灰処理機械室など必要な諸室を適宜整備                 |
| 告別・収骨等の炉前空間諸室 | 告別及び収骨の儀式を行う諸室を整備<br>具体的な室構成については基本設計において検討 |
| 霊安室           | 自宅でのご遺体安置が困難な方の利用、年始の休業日、災害時の対応等に活用することを想定  |
| 動物炉関連諸室       | ペット火葬(単独葬については今後検討)を受け付ける諸室を整備              |
| その他必要諸室       | 廊下、エントランスホール、台車置場、便所、倉庫など必要な諸室を適宜整備         |

火葬部門(炉前空間)の計画にあたっては、以下の各項に留意する必要がある。

告別～収骨まで一連の儀式を葬家毎に落ち着いて行える室構成とする。

炉前において他の葬家や柩運搬台車、収骨台車等の交錯が無いよう配慮する。

圏域唯一の火葬場であるため、火葬業務が滞らないよう配慮する。

会葬者が比較的多い圏域の慣習を考慮し、儀式空間は十分な広さを確保する。

建設工事費や維持管理費縮減、増加傾向にある小規模な葬家にも配慮し、拡張スペース的な室利用なども含め今後検討する。

儀式空間としての厳粛性に配慮されたしつらえとする。

### 諸室計画 / 待合部門

待合部門の計画にあたっては、以下を整備する。なお待合室の整備にあたってはバリアフリーを考慮し、椅子席(洋室待合)を基本とする。また移動間仕切りにより100人程度まで対応可能な計画とする。地域慣習や基本構想にて検討された運用方針に則し、待合各室への湯沸し設置、外部よりの持込飲食物のサービス動線の確保を図る。売店の設置などサービス水準の向上については今後検討する。

待合部門に付随する葬儀・通夜機能の整備にあたっては、前述の民業圧迫への配慮や、建設工事費・

維持管理費縮減の観点から、出来るだけ他部門の諸室と機能を兼用し、最小限の整備（多目的室及び和室の設置）とする。

現斎場において、葬儀・通夜利用時の親族等控は、通夜室棟（和室20畳 / 2室分割可）にて対応している。通夜ぶるまいを行うことも可能としているが、新たな整備にあたっては待合室を利用するなど、設計上の工夫により出来るだけ施設規模を縮減するよう配慮する。

便所等その他の諸室も、葬送の場面ごとの雰囲気の違いに配慮しつつ、出来るだけ他部門との兼用などにより効率化を図る。

（表5-3 待合部門の諸室構成）

| 室名等        | 備考  |
|------------|---|
| 待合室        | 概ね50人程度に対応できる部屋を4室整備<br>各待合室への湯沸し設置、一部移動間仕切設置による2室一体利用  |
| 多目的室       | 以下の機能を備える1室を整備<br>・会議室利用（適宜）<br>・待合室利用（50人程度に対応）<br>・葬儀・通夜利用（20席程度に対応）<br>家族葬など小規模な通夜・葬儀用とすることから、簡易な常設祭壇を備える予定                |
| 和室         | 以下の機能を備える和室を整備<br>・体調不良の方などの休憩が可能な休養室としての利用<br>・葬儀・通夜利用時の親族等控としての利用<br>・葬儀・通夜利用時の聖職者等控としての利用<br>通夜泊まりに対応し、夜間の管理に配慮した配置・仕様にて整備 |
| 待合ロビー      | 地域慣習を考慮し、十分な広さを確保   |
| 持込飲食物対応関連室 | パントリーなど持込飲食物対応室を適宜整備<br>サービス動線は儀式動線と分離し、サービス玄関などを整備   |
| 自動販売機コーナー  |   |
| 喫煙スペース     | 屋外設置（受動喫煙の防止対策を徹底）<br>健康増進法をふまえた禁煙化は今後検討  |
| その他必要諸室    | 廊下、授乳室、便所、倉庫など必要な諸室を適宜整備  |

待合部門の計画にあたっては、以下に留意する必要がある。

ご遺族の心情をふまえ癒しとくつろぎの場となるよう相応しいしつらえとする。  
（敷地特性を活かし、周辺の自然景観を取り込む配慮等）

葬儀・通夜機能を一部兼ねることから、通夜泊まりに対応しつつ、適切な管理区画等の設定により、夜間の施設管理や光熱費の低減に配慮された計画とする。

葬儀・通夜機能の整備にあたっては、葬送の場面毎の雰囲気の違いや、建物主玄関からのアプローチについて配慮された配置及び動線計画とする。

#### 諸室計画 / 管理・サービス諸室

事務室、清掃員室、設備室など必要な諸室を適宜整備する。詳細は基本設計において検討する。

#### 内外装計画の考え方

当圏域唯一の火葬場であるため長期の修繕休止が困難である。これをふまえ、内外装においても長寿命化や更新容易性に十分配慮する。また地域経済への配慮や秩父らしさをふまえ、地場産材を用いた内装木質化などについて検討する。

#### バリアフリー・ユニバーサルデザインに対する考え方

誰もが利用する施設であることから、すべての利用者が安心して利用できる施設を目指す。具体的には敷地内、館内は段差なく移動可能なようバリアフリー化し、多目的便所や授乳室など各種スペースの設置や利便機能の充実を図る。

#### 耐災害性に関する考え方

当圏域唯一の火葬場であるため耐災害性に対して十分な配慮を要する。耐震性の基準など具体的な内容は今後検討する。

#### 構造計画の考え方

- ・ 構造種別

建物規模・耐震性及び経済性を考慮し主要構造は鉄筋コンクリート造を基本とする。

- ・ 基礎形式

現斎場建設時の地盤調査報告書（秩父火葬場新築工事地質調査報告書：昭和47年9月 関東基礎設計株式会社）により杭基礎と想定されるが、計画敷地において今後地盤調査を実施し、その結果により判断する必要がある。

#### 設備計画の考え方

空間性や斎場独自の運用上の性格に配慮した設備計画とすると共に、省エネルギーや維持管理費の低減に配慮した計画とする。また太陽光発電設備の導入など、地球環境負荷の低減にも配慮する。

- ・ 空気調和・換気設備

空調方式及び熱源は経済比較などにより基本設計にておいて選定する。選定にあたっては日時ごとに混雑・閑散の差が大きい施設特性を考慮し、ガスヒートポンプ（GHP）、電気式ヒートポンプ（EHP）などの個別方式を中心に、ライフサイクルコスト上低廉な設備とする。



- ・給排水・衛生設備

給水設備については市営水道の引込、受水槽貯留のうえ給水することを想定している。(現斎場に引き込まれている給水管径は40mm)

給水器具は、節水型器具を採用する。また雨水利用等の節水対策は基本設計にて検討する。

排水について、現斎場は浄化槽となっており、敷地北東の溜池側に放流している。また敷地は秩父市公共下水道の認可区域外であるが、認可区域端と敷地は30m以内であるため、関係諸官庁との協議次第では区域外流入を認められる可能性がある。(ポンプアップ設備等の設置、工事の発費負担は発生する見込み。) 一方、引き続き溜池に放流する場合、溜池管理者、水利権者等との同意協議が必要であり、早い時点での方針決定、事前協議を行うことが必要となる。(公共下水道認可区域図は巻末の資料3参照)

方式の選定にあたっては、基本設計時にライフサイクルコスト等を勘案して決定する。

- ・消防設備

消防法上、当該施設は施行令別表15項の扱いを受けるものと想定されるが、所管部署との確認・協議により、必要な設備を計画する必要がある。

- ・電気設備

キュービクル式高圧受変電設備を設け、受電することを想定している。また、災害時対応に備えるため、防災用、火葬炉設備の非常用電源として非常用発電機設備を設置する。連続運転時間など具体的な仕様は今後検討する。

### 火葬炉設備計画の考え方

- ・火葬炉設備

台車式火葬炉5基(人体炉4、動物炉1)を整備する。燃料については当面都市ガスの敷設が見込めないことから、公害防止の重視をうたった地元との協定(「秩父斎場建て替えに係る基本協定書」=以下「基本協定」という。)などをふまえ、重油や灯油に比べると排出ガスがクリーンとされるLPガス(バルクタンク供給方式)とする。

#### 選定経緯

重油は環境性に劣ることから、新規施設での燃料採用実績は殆どない。LPガスを灯油と比較した場合、公害物質の排出抑制やCO2排出抑制などの環境負荷低減面についてはLPガスが有利とされている。コスト面については、インシヤルコストでは装置の差によりLPガスがやや高い傾向にある。同様にランニングコストのうち燃料代は一般的にLPガスの方が高い傾向にある。したがって、公害物質の排出抑制や環境負荷軽減を重視するのであればLPガスの選択となり、コストを重視するのであれば灯油の選択となる。

本計画においては、環境負荷低減に対する率先性や基本協定をふまえ、LPガスを選択することとし、調達方法の工夫などにより、燃料費を出来るだけ抑えるよう検討する。

- ・公害防止設備

公害防止設備については、基本協定にて「環境対策を充分に行う」としていること、県内では所沢市のダイオキシン問題以来、各自治体ともごみ焼却場のみならず火葬場においてもダイオキシン対策のため、高性能バグフィルターなどの集塵装置を設置し、また、十分な温度管理ができる火葬炉としていることから、新火葬場においても同様の設備を導入する。

具体的には、再燃焼炉、排ガス冷却装置、バグフィルター等を設置する。また、環境基準目標値に適合する設備とする。

#### 環境基準及び環境影響評価に対する考え方

- ・環境基準に対する考え方

火葬場では、環境汚染防止に係る固有の法的規制が無いため、関係諸法令において一般事業所と同様の規制・基準が適用される。しかしながら近年の先進事例では、環境保全の観点からより厳しい自主的な環境基準の目標を設定しているケースも多い。本計画においても基本協定などをふまえ、環境基準目標値（素案）を立案した。（表5-5）

今後更に検討を加え、火葬炉選定までに最終決定する。

- ・環境影響評価

本計画は関係諸法令及び県条例における環境影響評価の対象事業には該当しないが、地元との協議を円滑に進める資料とするために、先進事例なども参考に、自主的な環境影響調査「秩父斎場建設工事に係る生活環境影響調査」（平成20年度）を実施した。以下にその概要を整理する。

#### 「秩父斎場建設工事に係る生活環境影響調査」総合評価（要約）

本調査では、悪条件側の立場で予測し、その結果をもとに評価を行った。計画施設の稼働が周辺環境に及ぼす影響は少ないものと評価される。

施設の稼働に関する予測では、具体的な機器の種類、配置等の検討前であるため、施設計画に役立てる目的で、類似施設の事例調査や、周辺環境に影響を及ぼさないための条件などを検討した。

本計画は既存の敷地内で最新の施設に建替を行うもので、周辺環境に与える影響はこれまで以上に軽減できるものと考えられるが、周辺環境への負荷を極力抑えることが必要であり、以下のような環境保全対策に配慮し、事業を実施することが重要である。

#### 環境保全対策

環境への影響を極力少なくするために、適切な臭気対策を設計・施工に反映させ、施設の合理的な運転管理に留意する。特に以下のような点については十分配慮する。

臭気発生源となる箇所は、密閉構造とした上で内部を負圧にし、局所的に臭気を捕集して漏洩を防止する。

発生臭気の濃度に応じて脱臭方式を選定し、最善の脱臭効果を得るよう努める。

点検時や清掃作業時等には、臭気が外部に漏洩しないよう作業管理に十分な配慮を行う。  
臭気発生源は閉鎖時間をできるだけ短くする等、日常の維持管理における作業管理に十分な配慮を行う。

換気扉やガラリ等を設ける箇所は、室内臭気が著しく低い場所に限定する。

(表5-5 環境基準目標値(素案))

| 項 目               |                        | 環境基準目標値 |                          | 備 考        |
|-------------------|------------------------|---------|--------------------------|------------|
| 排ガス濃度<br>(排気筒出口)  | ば い じ ん 量              | 0.01    | g/m <sup>3</sup> 以下      | 酸素濃度12%換算値 |
|                   | 硫 黄 酸 化 物              | 30      | ppm以下                    | "          |
|                   | 窒 素 酸 化 物              | 180     | ppm以下                    | "          |
|                   | 塩 化 水 素                | 50      | ppm以下                    | "          |
|                   | 一 酸 化 炭 素              | 30      | ppm以下                    | "          |
|                   | ダ イ オ キ シ ン 類          | 1       | Ng-TEQ/m <sup>3</sup> 以下 | "          |
| 悪臭物質濃度<br>(排気筒出口) | ア ン モ ニ ア              | 1.0     | ppm以下                    |            |
|                   | メ チ ル メ ル カ プ タ ン      | 0.002   | ppm以下                    |            |
|                   | 硫 化 水 素                | 0.02    | ppm以下                    |            |
|                   | 硫 化 メ チ ル              | 0.01    | ppm以下                    |            |
|                   | 二 硫 化 メ チ ル            | 0.009   | ppm以下                    |            |
|                   | ト リ メ チ ル ア ミ ン        | 0.005   | ppm以下                    |            |
|                   | ア セ ト アル デ ヒ ド         | 0.05    | ppm以下                    |            |
|                   | プ ロ ピ オン アル デ ヒ ド      | 0.05    | ppm以下                    |            |
|                   | ノ ル マ ル プ チ ル アル デ ヒ ド | 0.009   | ppm以下                    |            |
|                   | イ ソ プ チ ル アル デ ヒ ド     | 0.02    | ppm以下                    |            |
|                   | ノ ル マ ル バ レ ル アル デ ヒ ド | 0.009   | ppm以下                    |            |
|                   | イ ソ バ レ ル アル デ ヒ ド     | 0.003   | ppm以下                    |            |
|                   | イ ソ ブ タ ノ ー ル          | 0.9     | ppm以下                    |            |
|                   | 酢 酸 エ チ ル              | 3.0     | ppm以下                    |            |
|                   | メ チ ル イ ソ プ チ ル ケ ト ン  | 1.0     | ppm以下                    |            |
|                   | ト ル エ ン                | 10.0    | ppm以下                    |            |
|                   | ス チ レ ン                | 0.4     | ppm以下                    |            |
|                   | キ シ レ ン                | 1.0     | ppm以下                    |            |
| ブ ロ ピ オン 酸        | 0.03                   | ppm以下   |                          |            |
| ノ ル マ ル 酪 酸       | 0.001                  | ppm以下   |                          |            |
| ノ ル マ ル 吉 草 酸     | 0.0009                 | ppm以下   |                          |            |
| イ ソ 吉 草 酸         | 0.001                  | ppm以下   |                          |            |
| 臭 気 指 数           | 敷 地 境 界                | 15      | 以下                       |            |
| 騒 音               | 作 業 室 内                | 70      | dB(A)以下                  | 一炉稼働時      |
|                   | "                      | 80      | dB(A)以下                  | 全炉稼働時      |
|                   | 炉 前 ホ ー ル              | 60      | dB(A)以下                  | 全炉稼働時      |
|                   | 敷 地 境 界                | 50      | dB(A)以下                  | 全炉稼働時      |
| 振 動               | 敷 地 境 界                | 60      | dB(A)以下                  | 全炉稼働時      |
| 飛 灰               | ダ イ オ キ シ ン 類          | 3       | Ng-TEQ/g以下               |            |

[留意事項]

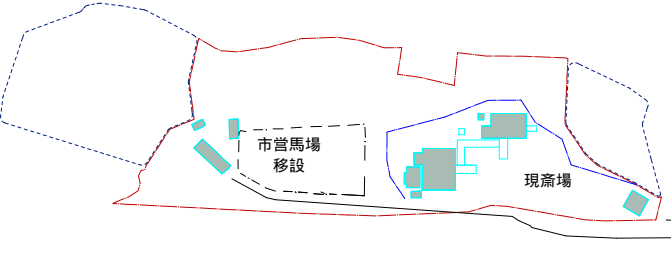
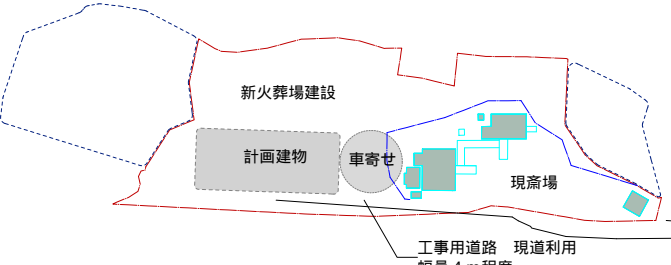
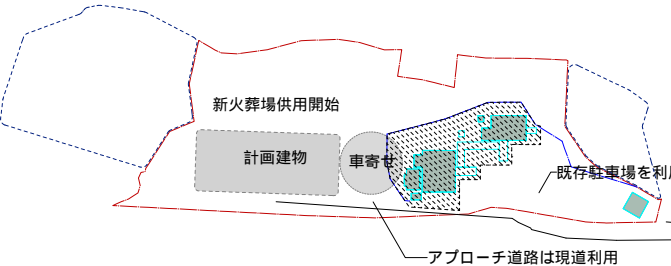
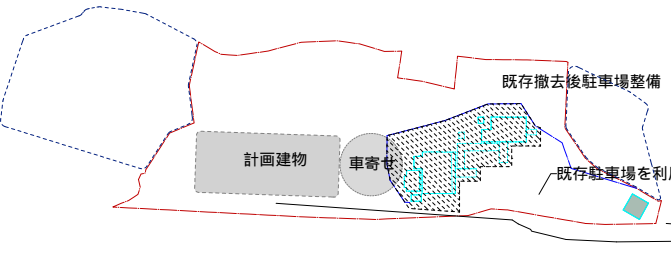
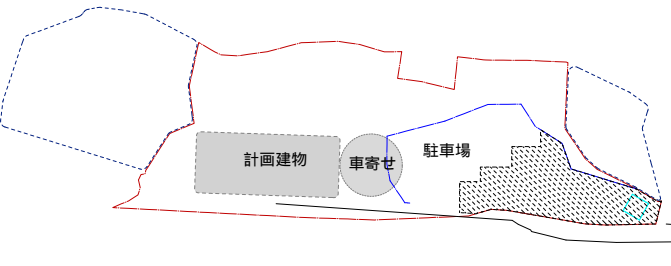
- ・排ガス濃度について、新火葬場で設置する動物炉は廃棄物焼却炉に該当するため、関係諸法令により規制・基準が規定されているが、人体炉については規定がない。基本協定などをふまえ、法令等による規定がない項目も含めて、先進事例や「火葬場の建設・維持管理マニュアル」(日本環境斎苑協会)の例を参考に基準値を定めた。
- ・臭気、騒音、振動については、火葬場も関係諸法令において一般事業所と同様の規制・基準が適用されるため、規定のある項目は規制・基準を基準値とした。悪臭物質濃度と振動のように秩父市域が対象とされていない項目や法令等による規定のない項目は、排ガス濃度と同様に定めた。
- ・飛灰については、廃棄物焼却炉の飛灰を処分する場合の規定を基準値とした。

## 6：建替計画の考え方

### 建替計画の考え方

現斎場を運営しながら建て替えを行うことを前提とし、以下に計画案の概略を示す。

(図6-1 建替計画概略図)

| 工事内容   | 工事フロー図   |
|--|--|
| <p>1期工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市営馬場を移設する。</li> </ul>   |  <p>市営馬場移設</p> <p>現斎場</p>  |
| <p>2期工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現斎場をそのまま運営しながら新火葬場を建設する。</li> </ul>                                   |  <p>新火葬場建設</p> <p>計画建物</p> <p>車寄せ</p> <p>現斎場</p> <p>工事用道路 現道利用<br/>幅員4m程度</p> |
| <p>新火葬場供用開始</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新火葬場供用開始と同時に現斎場は運用を停止する。</li> <li>駐車場は現斎場の一部を仮設とし利用する。</li> </ul> |  <p>新火葬場供用開始</p> <p>計画建物</p> <p>車寄せ</p> <p>既存駐車場を利用</p> <p>アプローチ道路は現道利用</p>  |
| <p>3期工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現斎場を撤去し、その部分の駐車場を整備する。</li> </ul>                                     |  <p>計画建物</p> <p>車寄せ</p> <p>既存撤去後駐車場整備</p> <p>既存駐車場を利用</p>                    |
| <p>4期工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>残りの部分の駐車場を整備する。</li> </ul>  |  <p>計画建物</p> <p>車寄せ</p> <p>駐車場</p>   |
| <p>完了</p>  |  |

## 7：運営計画の検討

### 基本的な考え方

基本構想に示す通り、火葬場の運営には直営方式と、民間への全面委託方式、一部委託方式が想定される。また近年、指定管理者制度などにより、民間ノウハウの活用が進んでいる。

現斎場は直営方式により運営されているが、新火葬場の整備にあたっては施設や設備の高度化、面積の拡充（現斎場延床面積：742 m<sup>2</sup>、計画目安：2,800～3,200 m<sup>2</sup>程度）、炉数の増加（動物炉等）が予定されているため、要員の再教育や増員の必要も想定される。

以上もふまえ、組合財政への影響、サービス水準の維持・向上などの観点から民間ノウハウの活用を今後検討する。

### 運営上の配慮事項

基本協定などをふまえ、以下を基本に今後詳細を検討する。

- ・休業日（日曜日・年始）について現斎場同様に継続する。
- ・宮型霊柩車の乗り入れについては禁止する。
- ・葬儀時の花輪については内花のみとする。
- ・進入路における葬祭関係の看板等について、葬祭業者へ自粛を促す。

## 8：事業実施計画

### 事業実施の基本方針

#### ・施設整備方針

当組合を事業主体とする。また事業スケジュールなどを総合的に考慮し、PFI方式などの民間資金や技術を活用する手法ではなく、公設型の事業手法により施設整備を行うこととした。今後、設計者の選定、基本設計、実施設計、申請手続き、施工者の選定等を経て、建設に着手することになる。

#### ・建設事業の財源

建設事業費は公共施設整備基金及び構成市町負担金により賄う予定である。

#### ・施設設計者及び火葬炉設備業者の選定

設計者選定にあたっては、一般に競争入札方式、プロポーザル方式、設計コンペ方式などの各種選定手法が採られている。本事業では、施設の性格や各手法の特質を考慮し、プロポーザル方式により設計者を選定する予定である。

また火葬炉設備については一般にメーカーによる設計施工となっている。このため施設設計と調整が可能なスケジュールにて選定を行う必要がある。

近年の先進事例における選定手法は、競争入札方式、プロポーザル方式などが主であるが、本事業では、手法の特質を考慮し、プロポーザル方式によりメーカー選定を行う予定である。

#### プロポーザル方式による設計者選定を行う理由

##### ・背景

官公庁施設の設計業務委託の在り方については、「官公庁施設の設計業務委託方式の在り方に関する答申」(平成3年3月20日建設審議会長から建設大臣あて)において、「官公庁施設は国民共有の資産として質の高さが求められることから、その設計業務を委託しようとする場合には、設計料の多寡による選定方法によってのみ設計者を選定するのではなく、設計者の創造性、技術力、経験等を適正に審査の上、その設計業務の内容に最も適した設計者を選定することが極めて重要である。」とされている。

##### ・選定手法の検討

一般にコンペ方式は具体的な提案を求め、最も優れた「設計案」を選ぶ方式である。これに対してプロポーザル方式は、業務を実施するにあたり相応しい創造性、技術力、経験などをもつ「設計者(人)」を選ぶ方式とされている。

コンペ方式においては具体的提案を求めため、発注者側にて明確な設計と条件を提示し、提案図面作成に必要な期間を設けて案を募る必要がある。設計者側としては費用・労力・時間的負担が比較的大きいことから、報酬についても検討することが望ましい。

これに対して人を選ぶプロポーザル方式では、一般に実施方針、設計体制、実績などの提案書類作成を中心とし、コンペ方式に比べると発注者、設計者とも選定までの負担が少ないとされている。また案ではなく設計者を選定する手法であるため、選定後に発注者との共同作業によりニーズに則した質の高い建築を実現する手法とも言われている。

組合では、求める施設内容や上記選定手法の特質をふまえ、地域の慣習やニーズ、要望に則した施設を実現するためプロポーザル方式にて設計者選定を行う方針とした。

#### プロポーザル方式により火葬炉メーカー選定を行う理由

##### ・選定手法の検討

近年の先進事例ではプロポーザル方式による選定が多く見受けられる。これは、競争入札方式の予算編成上の制約(施設設計などと調整が可能なスケジュールにて選定を行うことへの課題)、施設整備や運営計画との調整による火葬炉設備への仕様反映性、ランニングコストの縮減や環境負荷低減性などの価格外要素も重要であるといった総合判断からと史料される。

組合においても同様の観点から、プロポーザル方式を採用し、総合評価により選定する予定である。

### 事業の経過と今後のスケジュールの概要

事業の経過及び今後のスケジュールの概要を以下に示す。(詳細は巻末の資料4を参照)

なお、平成24年9月時点での予定であり、今後の予定は変更となる場合もある。

- 平成19年度 基本構想、用地交渉、住民説明、等
- 平成20年度 基本計画、敷地測量(境界画定)、環境影響調査(自主アセス)、  
住民説明、等
- 平成24年度 地元との基本協定締結、基本計画(一部見直し)、隣接用地取得、建築設計者選定  
火葬炉設備業者選定、住民説明、等
- 平成25年度 基本設計、住民説明、等
- 平成26年度 実施設計、埋蔵文化財試掘調査、都市計画変更、市営馬場移転、建築確認  
工事入札、住民説明、等
- 平成27年度 建設工事、住民説明、等
- 平成28年度 部分供用開始、現斎場敷地の解体及び外構整備、全面供用開始、住民説明、等

## 9：事業費の試算

### 試算の考え方

新火葬場建設事業における具体的な建築計画、仕様・程度は未定である。本試算は概ねの事業規模を把握する目的で作成した。そのため内容はあくまで想定に基づく概略であり、事業の範囲や建設計画の具体的内容が定まる時期（基本設計時）に改めて精査する必要がある。

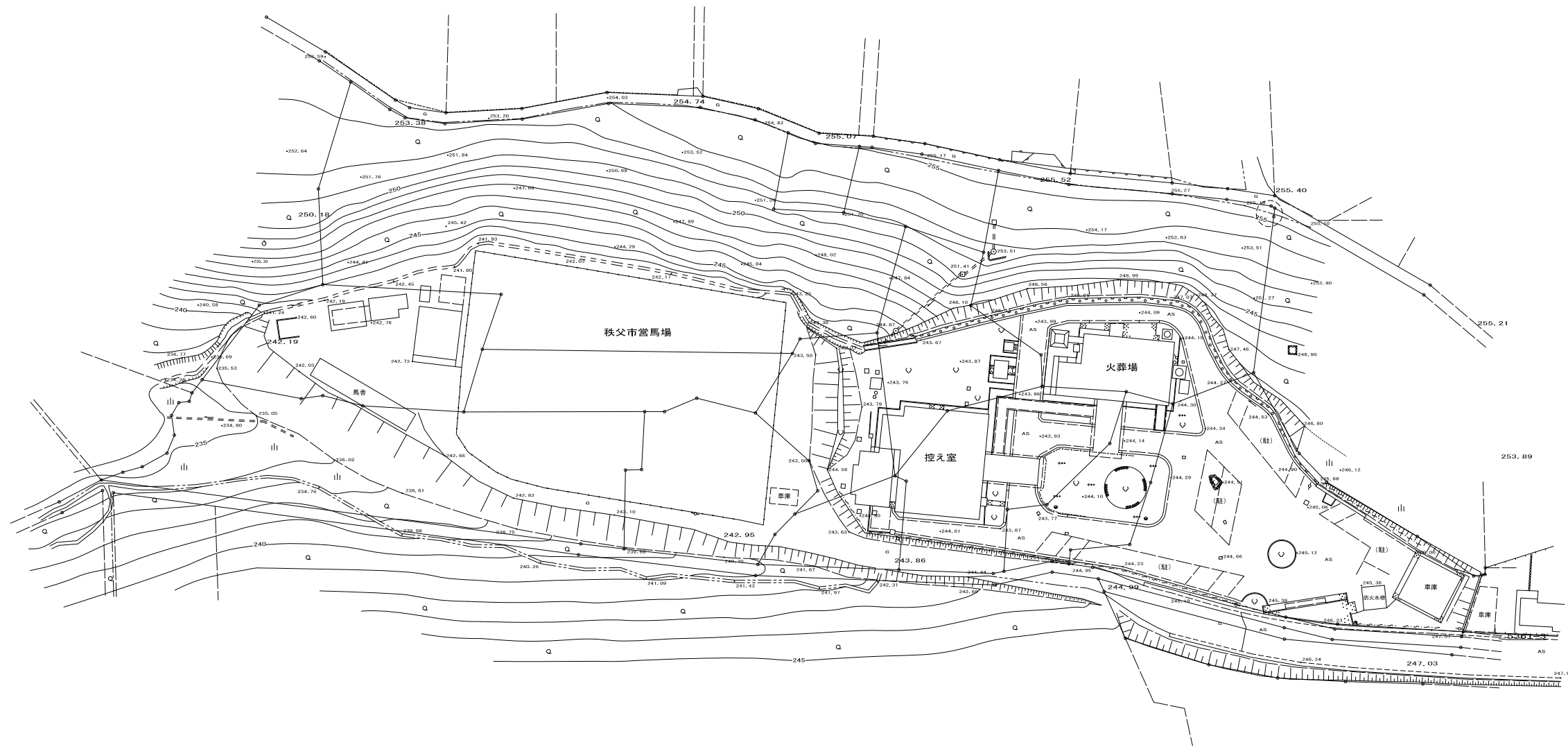
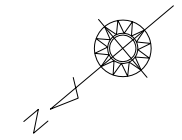
試算にあたっては、先進事例などを参考としつつ、構成市町の厳しい財政事情をふまえ、コストの縮減に努める前提とした。

### 試算値

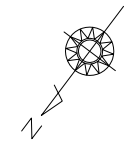
| 区分  | 試算値(千円)税別                 | 内訳   |
|---|---------------------------|--|
| 建設工事費   | 1,500,000～1,600,000<br>程度 | 新火葬場施設建設工事費<br>敷地造成及び外構整備費<br>現斎場解体工事費                 |
| その他事業費  | 300,000 程度                | 用地取得費(予定敷地B)<br>備品整備費<br>測量・地盤調査等各種調査費<br>設計・監理業務委託費、等 |
| 合計  | 1,800,000～1,900,000<br>程度 |  |
| <b>備考</b>   |                           |  |
| <p>上記試算には、事務費及び敷地外の関連整備費（進入路の改築事業費、等）は含んでいない。</p> <p>秩父市営馬場の移転に関しては、解体等の事業主体及び移転整備などの費用負担を今後別に検討する必要がある。</p> <p>駐車場のさらなる充実や、建設事業中における仮設駐車場用地などについては考慮していないため、別途検討を要する。</p> <p>調査により埋蔵文化財や地中障害などが確認された場合には、別途検討を要する。</p> |                           |  |



資料1 敷地現況図



秩父市  
大宮  
字峰沢



字峰沢  
大野原

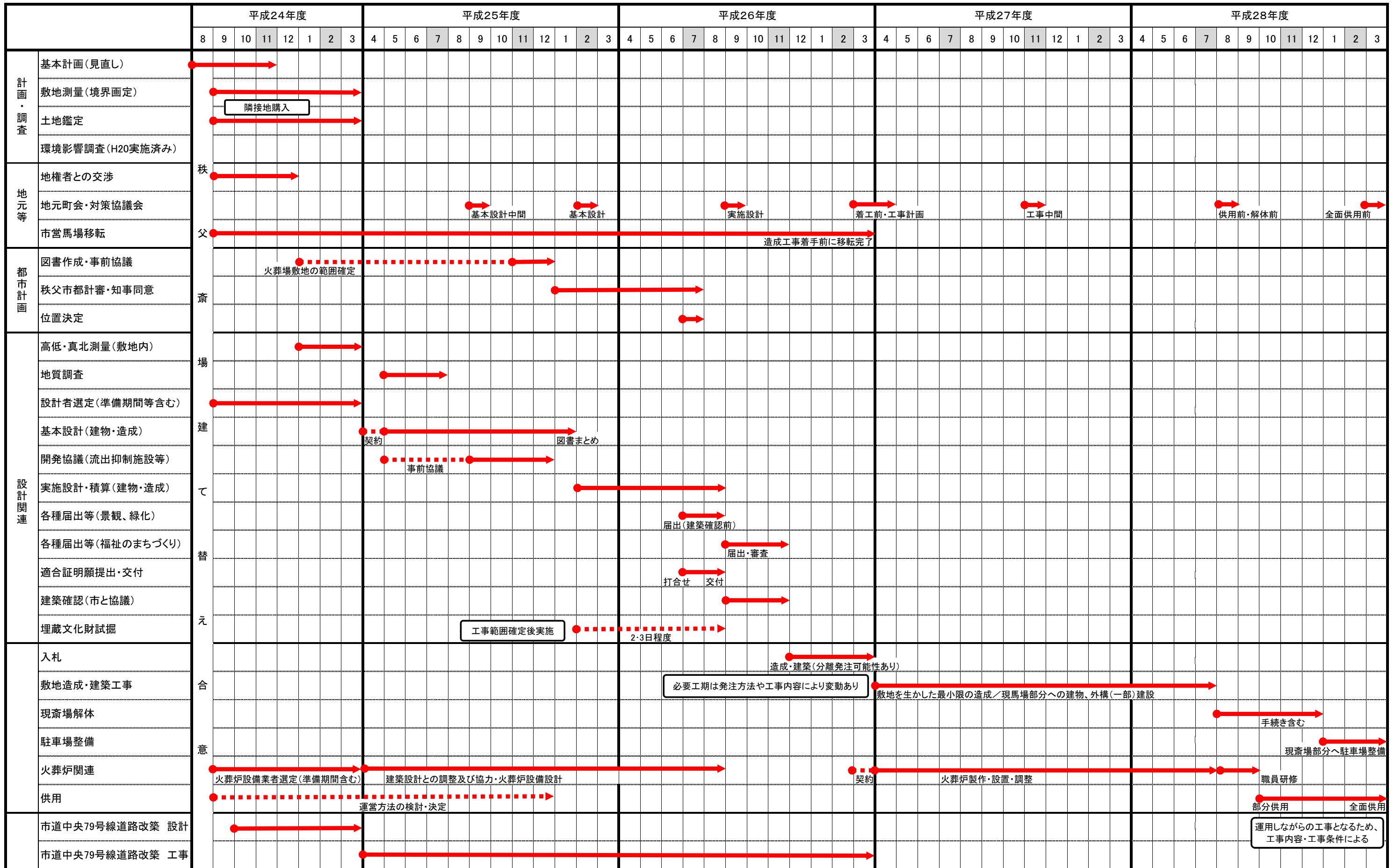


資料3 公共下水道認可区域図





資料4 事業実施スケジュール(案)



## 資料5：法規チェックリスト

| <b>□現況敷地条件</b><br>所在地：秩父市大宮 5,361 番地の 2 (他 6 筆)<br>敷地面積：2,945 m <sup>2</sup> (市有地賃借面積、※都市計画決定範囲、建築確認申請はこれと異なる)<br>隣接道路：1 箇所 現況幅員 7.20~7.87m (市道中央 7 9 号線)<br>用途地域：無指定 (火葬場都市計画決定済)<br>建ぺい率：60%<br>容積率：200%<br>その他の地域・地区：景観計画区域<br>防火地域の指定：無し |  | <b>□現況建物概要</b><br>主要用途：火葬場<br>規模：斎場棟 (RC 造)、火葬棟 (各 RC 造)、車庫棟、渡り廊下 (各 S 造)、各平屋建て<br>建築面積：923.05 m <sup>2</sup><br>延床面積：741.90 m <sup>2</sup><br>高さ：5.85 m               |   |  |
|--|--|--|---|--|
| <b>□計画敷地条件</b><br>所在地：基本計画の想定。<br>敷地面積：約 2.2ha<br>隣接道路：市道中央 7 9 号線 (幅員：概ね現況に同じ予定)<br>用途地域：無指定 (一部火葬場都市計画決定済)<br>建ぺい率：60%<br>容積率：200%<br>その他の地域・地区：景観計画区域<br>防火地域の指定：無し   |  | <b>□基本計画想定 建物概要</b><br>主要用途：火葬場<br>規模：RC 造 2 階建て<br>延床面積：約 2,800~3,200 m <sup>2</sup>  |   |  |
| 関連条例等  | 規定対象   | 規定内容   | 本計画対応・確認事項  | 備考   |
| <b>□都市計画、開発協議、道路、その他敷地関係</b>   |  |  |   |  |
| 都市施設<br>建築基準法 5 1 条<br>都市計画法 1 1 条   | 火葬場  | 都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。   | 現都市計画範囲を越える場合には、計画変更を要する。<br><br>→都市計画の変更を予定 (秩父市決定)  | 関係官庁<br>秩父市都市計画課   |
| 開発行為<br>都市計画法 2 9 条~ 5 2 条<br><br>関連<br>→埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例  | 法 2 9 条第 1 項第 3 号<br>公益上必要な建築物は許可対象外<br><br>令 2 1 条<br>法 2 9 条第 1 項第 3 号の政令で定める建築物 | 法 2 9 条<br>政令で定める規模以上の開発行為をしようとする者は、あらかじめ都道府県知事 (指定都市等の区域内にあっては、当該指定都市等の長) の許可を受けなければならない。(但し書きにより許可対象外)<br><br>令 2 1 条第 2 0 号<br>墓地、埋葬等に関する法律第 2 条第 7 項に規定する火葬場である建築物 | 火葬場は法 2 9 条但し書きにより開発許可不要であるため、関係官庁 (秩父市) と打合せが必要である。<br>※確認申請提出前に適合証明をとれば足りる。<br><br>事務処理特例条例で秩父市に権限移譲されているため、協議先は秩父市となる。 | 関係官庁<br>秩父市建築住宅課<br>※同意協議に変わる打合せ要  |
| 秩父市開発行為に関する指導要綱 (市)  | 適用の範囲  | すべての開発行為に適用<br>(都市計画法、農地法の規定に関わらず)<br>開発区域が 1,000 m <sup>2</sup> 以上の開発行為<br><br>適用除外<br>国、県、市町村、その他これに準ずる者が行う公共施設の整備を目的とする事業(都市計画法第 34 条の 2 に規定する協議が必要な開発行為を除く。)       | その他これに準ずる者が行う公共施設の整備にあたる  | 主な協議先<br>全般：秩父市建築住宅課<br>排水：管理者、水利関係者<br>秩父市農政課<br>消防利水：広域組合消防本部<br>消防施設：同上<br>ゴミ処理：広域組合業務課<br>ゴミ集積所：秩父市生活衛生課<br>文化財：秩父市教委文化財保護課<br><br>※その他事前協議申出書提出先資料による |

| 関連条例等                                 | 規定対象  | 規定内容  | 本計画対応・確認事項   | 備考   |
|---------------------------------------|---|---|--|--|
| 道路関係<br>建築基準法42条、43条、他                | 建築物の敷地に接する道路幅員<br><br>敷地との接道                  | 幅員<br>幅員4m（特定行政庁が（中略）指定する区域内においては、6m）以上。<br><br>敷地との接道<br>建築物の敷地は、2m以上接しなければならない。   | 市道中央79号線現況幅員7.20~7.87m<br><br>市道中央86号線<br>崖地に沿うため敷地接道としての利用を想定していない。<br><br>※前面道路 市道中央79号線は、道路改築予定 | 主な関係官庁<br>秩父市道路管理課、建築住宅課<br><br>秩父県土整備事務所内／埼玉県熊谷建築安全センター開発建築担当秩父駐在（建築確認） |
| 緑地関係<br>ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例（県）           | 緑化計画の届出（緑化基準）<br>※1,000㎡以上の敷地において建築確認を行う場合    | 緑化基準<br>緑化を要する面積<br>≥敷地面積×0.25<br>接道部の緑化<br>≥接道部の長さ×0.5 又は<br>=接道部の長さ-出入口の長さ  | 確認申請前に届出必要   | 関係官庁<br>埼玉県秩父環境管理事務所   |
| 宅地造成等規制法                              | 宅地造成工事規制区域の指定                                 | （内容省略）  | 宅地造成工事規制区域の指定無し。   | 関係官庁<br>秩父市建築住宅課   |
| 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律                 | 敷急傾斜地崩壊危険区域の指定                                | （内容省略）  | 急傾斜地崩壊危険区域の指定無し。   | 県HP確認  |
| 文化財保護法                                | 計画地における埋蔵文化財包蔵地の存在の可能性                        | （内容省略）  | 秩父市埋蔵文化財包蔵地地図による遺跡の記載無し。   | 主管：秩父市教育委員会<br>文化財保護課<br>※試掘調査は文化財保護課で実施                                 |
| 雨水関係<br>雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（県）         | 1ヘクタール以上の開発行為等に対する雨水流出抑制施設等設置の義務化             | 秩父地域の設置基準<br>地域別調整容量 a 1100m <sup>3</sup> /ha<br>地域別調整容量 b<br>0.2963m <sup>3</sup> /s/ha  | 既に舗装されている部分や山林等は対象面積から除外されるが、開発面積全体が1haを超える場合は設置義務がある。   | 関係官庁<br>埼玉県河川砂防課<br>排水先<br>管理者、水利関係者、秩父市農政課                              |
| <b>□墓地、埋葬等に関する法律、その他火葬、葬祭場関連法規、条例</b> |   |   |  |  |
| 墓地、埋葬等に関する法律<br><br>関連<br>→都市計画法59条   | 火葬場の許可（10条・10条2）<br><br>都市計画事業として施行する火葬場（11条） | 10条<br>火葬場を営もうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。<br><br>10条2<br>前項の規定により設けた墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更し、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場を廃止しようとする者も、同様とする。<br><br>11条<br>都市計画事業として施行する墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止については、都市計画法59条の認可又は承認をもって、前条の許可があつたものとみなす。 | 必要な手続を行う。  |  |

| 関連条例等   | 規定対象                                    | 規定内容  | 本計画対応・確認事項                                  | 備考                                       |
|---|---|---|---|--|
| 秩父市墓地、埋葬等に関する法律施行条例（市）  | 火葬場の施設基準                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>境界に障壁、門扉</li> <li>火葬炉に防塵、防臭装置</li> <li>灰庫の設置</li> <li>便所、待合室、管理事務所の設置</li> </ul> | 基本計画及び設計に反映。                                | 関係官庁<br>秩父市生活衛生課<br>※県条例は適用されない          |
| 秩父斎場条例（組合）  | 秩父斎場                                    | 休業日、運営時間等の規定  | 基本協定により、日曜日と年始休業は継続する。運営時間等については、今後の検討を要する。 |  |
| <b>□法令以外の主な火葬場、葬祭場関係文章（指針、要綱、通達及びその案、等）</b>                                       |   |   |   |  |
| 広域火葬計画策定指針（H9.11.13）<br>（厚生省 衛企第162号）<br>関連→埼玉県地域防災計画                             | 広域火葬計画                                  | 災害時の広域火葬協力等   |   |  |
| 火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針   | 火葬炉設備、排出ガス等に関する指針                       | （内容省略）  | 排出基準値（自主目標）等の設定に関しては今後決定。                   | 参考：県内動向、等                                |
| 供給処理施設の計画標準（案）<br>（H35、建設省）   | 敷地選定、緑地等の確保等に関する案                       | （内容省略）  |   |  |
| <b>□環境関連、景観関連法令等</b>  |   |   |   |  |
| 秩父市まちづくり景観条例<br>秩父市まちづくり景観計画  | 景観形成基準への配慮                              | 建築物の届出<br>3階以上若しくは延べ面積が500㎡を超える行為。  | 届出対象  |  |
| 環境関係法令<br>大気汚染防止法<br>水質汚濁防止法<br>悪臭防止法<br>騒音規制法<br>ダイオキシン類対策特別措置法<br>埼玉県生活環境保全条例、等 | 各種環境基準値等                                | （内容省略）<br>※各基準においては、平成20年度実施の自主アセスを参照。  | 排出基準値（自主目標）等の設定に関しては今後決定。                   |  |
| 環境アセスメント<br>環境影響評価法<br>埼玉県環境影響評価条例  | 対象行為（県）                                 | 鉄道、ダム、飛行場、工場、廃棄物処理施設、下水道終末処理場、高層建築物、以下の造成（住宅団地、工業団地、研究所、流通業務施設、スポーツレクリエーション、墓地墓園、学校、浄水施設、変電所、土石の採取）                     | 条例対象外<br>平成20年度 自主アセスを実施                    |  |
| 排水関係<br>下水道法及び関連法令<br>浄化槽法及び関連法令<br>秩父市公共下水道<br>区域外流入事務取扱要綱（市）<br>浄化槽設置指導要綱（市）、等  | （区域外流入要綱）<br>区域外流入の許可基準<br>工事費、維持管理等の規定 | （区域外流入要綱）<br>公共下水道管渠が布設されている公道から30メートル以内の区域（30メートルの線上に建物がある場合はその建物を含む区域で市長の認めた区域  | 放流先及び処理方式等については今後検討要。                       | 関係官庁<br>下水道・浄化槽<br>秩父市下水道課<br>※現斎場は浄化槽設置 |
| アスベスト関係<br>建設リサイクル法等  | 建築物、工作物の解体                              | 分別解体等   | 現斎場のアスベスト調査は未実施。                            |  |

| 関連条例等  | 規定対象   | 規定内容   | 本計画対応・確認事項                         | 備考  |
|--|--|--|------------------------------------|---|
| 土壌汚染関係<br>土壌汚染対策法<br>埼玉県生活環境保全条例                     | 法（6条第1項）要措置区域<br>法（11条第1項）形質変更時届出区域<br><br>法（4条1項）<br>条例（80条）<br>3,000 m <sup>2</sup> 以上の土地の造成や工作物の建設等による土地の改変 | 都道府県知事による区域の指定<br><br>知事への届出<br>知事に報告（履歴調査）                      | 指定区域ではない<br><br>計画案によるが対象となる見込。    | 関係諸官庁<br>埼玉県秩父環境管理事務所                       |
| 危険物関係<br>消防法、その他                                     | 火葬燃料、等   | (内容省略)   | 燃料：LPG バルクタンク供給方式により整備の予定          | 現在都市ガスは敷設されていない<br>※将来的な都市ガス供給計画は未定         |
| <b>□建築関連法令等</b>                                      |  |  |                                    |   |
| 建築基準法、及び関連法令<br>埼玉県建築基準法施行条例（県）<br>埼玉県建築基準法施行細則（県）、等 | 集団規定<br>単体規定、等   | (内容省略)   | 計画案による。                            | 用途：火葬場（特殊建築物）。<br>※葬儀機能については関係官庁への照会要       |
| 埼玉県中高層建築物の建築に係る指導等に関する要綱（県）                          | 標識設置、近隣説明等。  | 都市計画区域内で用途地域の指定のない区域<br>容積率が10/10、20/10又は30/10の区域に建つ高さ10mを越える建築物 | 計画案によるが対象となる見込。                    | 関係官庁<br>秩父市建築住宅課<br>埼玉県熊谷建築安全センター開発建築担当秩父駐在 |
| バリアフリー新法<br>埼玉県福祉のまちづくり条例                            | 施設設置管理者等の責務、等  | (内容省略)   | 計画の認定を受けるかは今後検討。                   |   |
| 消防法及び関連法令  | (内容省略)   | (条文省略)   | 防火対象物（15項）として扱われるものと考えられるが、確認を要する。 |   |